

平成 2 7 年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人石狩市社会福祉協議会

第1 事業計画基本方針

～ 地域から期待・信頼される社協を目指して ～

昨年度来、国の規制改革会議をはじめとする諸会議や各マスコミ報道等で、一般企業等とのイコルフッティング（競争条件の均一化）の確立、経営の合理化、近代化、大規模化や連携の促進等、社会福祉法人の経営・運営に対しては、様々な厳しい課題が指摘されております。それらを受ける形で厚生労働省では「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」を設け、制度の見直しを含めた社会福祉法人の今後のあり方についての検討が進められました。

平成26年7月、この検討会において、具体的な社会福祉法人制度の見直し方策を検討していくに当たっては「社会福祉法人制度の置かれた厳しい現実を直視しつつも、その有する潜在力を地域福祉や社会福祉の向上のために最大限活用するという視点に立ち、地方の現場を担う地方公共団体や社会福祉法人と一体となって、社会福祉制度の基盤制度である社会福祉法人制度を早急に見直すことを強く期待する」と報告がなされました。

この報告の中には、これまで高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等、専門性を有し事業を実施してきた社会福祉法人に対し、制度や市場原理では満たされないニーズについても率先して対応していく取り組み、いわゆる「地域公益活動」が求められており、それが義務化されると、これまで社協が担ってきた地域福祉の領域に、多くの社会福祉法人が参画し活動が展開されることが予想されます。今後は、石狩市における地域福祉推進の中核的な役割を果たしてきた本会としても、社会福祉法人であることの存在意義をあらためて自覚し、多様な社会福祉法人との連携を深めながら協働で地域福祉活動の推進に取り組んでいくことが必要となります。

さらに、この度の介護保険制度改正では、予防給付サービスの地域支援事業への移行をはじめとする大幅な見直しが行われ、介護報酬においても大幅な減額改定がなされるなど、社会福祉法人を取り巻く環境が大きく変化し、これまでの公的な福祉制度によって支えられてきた社会福祉法人にとっては、法人の役割が問われ、生き残りを迫られる大きな変革期であると言えます。

加えて、浜益区5施設の今後の在り方については、石狩市におけるその具体的な方向性が不透明な現在、本会としても将来を見据えた受託の方向性が見出せないなど、個別の課題も多く抱えており、法人経営においては、負の要素が多分に見込まれることから、事業の効率化と安定化へのさらなる改善が強く求められる年度であると捉えています。

こうした社会情勢の動向が厳しい向かい風となる反面、石狩市においては、新たな地域福祉計画と社協の地域福祉実践計画の協働計画である「新りんくるプラン」の開始年度となることを追い風に、これまで培った地域との関わりや、地域で活躍する民生委員を始めとする方々との繋がりを武器に、各種事業の実施にあたっては、ボランティア事業や権利擁護事業等の石狩市社協が行う資源を最大限に活用し、地域の方々に期待され、そして信頼される社会福祉協議会を目指し、法人の経営改善、職員の意識改革を推し進めるとともに、創意と工夫をもってさらなる活動の推進に取り組んで参ります。

第2 事業計画重点項目

1. 新りんくるプランの推進

社会福祉協議会の第5期地域福祉実践計画と、石狩市の第3次地域福祉計画の両方の性格を併せ持つ、新りんくるプランが平成27年3月に策定され、計画年度である平成27年度からの平成31年度までの5年間でスタートいたしました。

いうまでもなく、地域福祉の推進は、地域という基盤の上で住民同士がつながりを持ち、お互いが支え合う、安心安全のまちづくりを進めることであり、一朝一夕に出来上がるものではありません。時間がかかりますが丁寧に、そこに住む住民・市民の方々の理解を得ながら確実に進める必要があります。

その意味からも、新りんくるプランは、基本理念「地域力の向上により、共に支え合うまち いしかり」をはじめ施策の方向性や計画されている事業の多くも、前計画を踏襲しております。この、ぶれることのない基本理念をもった、新りんくるプランを、住民・市民の方々に認知され、あるいは親しまれる計画となる様に、機会を見つけては積極的に周知に努めます。

また、計画された事業は、今後とも着実な実行を基調としつつも、機械的に事業をこなすのではなく、その基本目標や施策の方向性を留意し、職員・市民の創意と工夫で、地域それぞれの実情の合わせながら実施することといたします。

2. 介護サービスの効率的・自主的経営の推進

介護保険制度改正を受けての影響を分析し、これまでのサービス内容にこだわることなく、利用者ニーズと安定経営が両立できるサービス提供を目指します。

また、事業所単位で自主経営ができる仕組み、体制づくりを進め、職員一人一人がサービス提供内容や経営に対する危機感を持ち、利用者には選ばれる良質なサービス提供を目指し、事業を推進します。

さらに、地域支援事業への移行を好機ととらえ、これまで社協活動で培った地域との関わりを活かした新たな事業の創出に向けて引き続き検討を進めます。

3. 石狩市社協の将来像の構築

社会福祉法人を取り巻く環境が大きく変化する中、行政や地域の出資を受け活動する社会福祉法人としての役割・必要性をあらためて認識し、既存事業の分析・評価をしっかりと行うとともに、本会が持つ人材を含めた資源の活用・開発に向けて検討を進めます。

現時点で石狩市社協が持つ強み・弱みを分析し、今後の社会福祉の動向を見定めつつ、新たな事業展開の方向性・将来像の構築に努めます。

あわせて、浜益区5施設の本会として考える、今後の在り方や、運営の手法、さらに地域が抱える諸課題など本会自ら考え、石狩市に対し積極的に提言していきます。

第3 個別事業計画

【個別事業計画部門一覧】

- 3-1 個別事業計画（総務課）
- 3-2 個別事業計画（地域福祉課）
- 3-3 個別事業計画（ボランティアセンター）
- 3-4 個別事業計画（ケアプランセンター社協いしかり）
- 3-5 個別事業計画（成年後見センター）
- 3-6 個別事業計画（厚田支所）
- 3-7 個別事業計画（浜益支所）
- 3-8 個別事業計画（花川北老人デイサービスセンター）
- 3-9 個別事業計画（花川南老人デイサービスセンター）
- 3-10 個別事業計画（高齢者生活福祉センター）
- 3-11 個別事業計画（特別養護老人ホームはまますあいどまり）
- 3-12 個別事業計画（認知症高齢者グループホームはまますなごみ）
- 3-13 個別事業計画（シルバーホームはまなか荘）
- 3-14 個別事業計画（浜益保養センター）

3-1 個別事業計画（総務課）

1. 適正かつ効率的な組織運営

(1) 各種法令、通達並びに本会定款・諸規程に基づき、法人の重要な事項を協議・決定するために各会議等を開催し、法人の適正な運営と事業を取り進めます。

- ① 三役会議（会長・副会長会議）の適時開催
- ② 理事会の適時開催
- ③ 評議員会の適時開催
- ④ 専門部会の適時開催

(2) 法人の事務事業の透明性を確保し、適正な運営を取り進めるため、内部並びに外部監査を実施します。

- ① 内部監査の実施（社協監事により四半期ごとに実施）
- ② 外部監査の実施（委託税理士により毎月実施）

2. 法人経営の安定化

- (1) 会員の拡大に向けて、日赤・共同募金事務局との連携強化を図り、社協活動の理解促進と、特に石狩湾新港地域に焦点を置いた法人会員の拡大に努めます。
- (2) 経費の状況を見極め、創意工夫を取り入れた徹底的な経費削減に努めます。
- (3) 介護保険制度改正の状況を見極め、関係職員で所属の枠を超え横断的に結成している介護事業プロジェクトチームの協議を具体化し、サービスの質の向上と安定経営のバランスをはかり新たなサービスメニューの実施（現サービスの変更）をとり進めます。
- (4) 福祉基金の運用を見直し、安全かつ有利な運用又は効果的な活用に向けた検討に着手します。

3. 戦略的・総合的な組織づくり人事管理

- (1) 厚田、浜益両支所について、地域にある身近な相談窓口と機能を強め、地域事情に応じた柔軟な対応が行えるよう、積極的に地域に出向いた活動に努めます。
- (2) 部門間の情報共有、課題協議等横断的な意識統一をはかるため、毎月定例を原則に管理職で構成する、企画運営会議を開催します。
- (3) 事業規模の拡大・縮小の見通しを見極め、平成 28 年度以降の組織形態の協議に着手するとともに、必要人員数及び就業形態、就業関係規則等の見直し、検討を継続して、取り進めます。

4. 総合保健福祉センター管理運営（市指定管理施設）

- (1) 石狩市総合保健福祉センターの指定管理者(平成 25 年度～平成 28 年度)として、多くの方が気持ち良く利用できる施設運営を実施します。
 - ① 管理方針の作成
 - ② 利用者対応の強化（接遇強化
 - ③ 環境面への配慮（節電・節水）
 - ④ ふれあいロビーの有効活用（展示会・演奏会）
- (2) 会議室の稼働率向上を目指し、会議室の環境整備や企業等への P R に努めます。
 - ① 社協ホームページ、広報誌による P R
 - ② 会議室の適時清掃（机・椅子・カーペット）
 - ③ 机、椅子等数量の定期的確認
- (3) 施設サービスの一環として、ロビーでの休憩や、会議等へコーヒーやジュースを提供するふれあい喫茶を開設します。ふれあい喫茶の運営は、石狩市ボランティア連絡協議会の協力を得、施設総合案内の機能も担い、市内障がい者関係事業所・団体が手がけた製品を販売する「福祉の店」を開設します。

5. 花川北憩の家管理運営（市指定管理）

- (1) 60 歳以上の石狩市民がいつでも気軽に利用できる施設としての機能を果たすため、石狩市高齢者生きがい福祉施設「花川北憩の家」の管理運営を実施します。
- (2) 広報誌や地域福祉新聞等、広報媒体を最大限に活用した周知活動を行い、利用者の増に努めます。

6. 高齢者生きがいづくり対策事業（市受託）

- (1) 高齢者の健康づくりや新たな趣味づくりにより、健やかな生活が営めるよう事業を実施します。年間参加者の募集は石狩市広報誌にて行います。
 - ① りんくる陶芸教室（60 歳以上）
 - ② 寿ふれあい農園（65 歳以上：樽川・花畔 2 箇所設置）

7. 被災世帯見舞金の交付

- (1) 石狩市内における被災世帯に対し、社会福祉法人石狩市社会福祉協議会災害見舞規程により見舞金の交付を実施します。
 - ① 対 象：石狩市社会福祉協議会会員
 - ② 範 囲：家屋の全焼
 - ③ 見舞金：世帯あたり 20,000 円

3-2 個別事業計画（地域福祉課）

1. 福祉情報の発信

(1) 社協広報「ふれあい」の発行

市内における地域福祉活動をしっかり伝えられる広報をめざし、石狩市広報誌に折り込み年 4 回全戸配布を行います。

(2) インターネットによるタイムリーな情報発信

ホームページのほか、ツイッター、フェイスブック等拡散性を持った情報発信手段を有効活用し、タイムリーな情報の発信と新たな世代の興味関心を得る広報活動を実施します。

- ① ホームページ：URL <http://www.ishikari-shakyo.org>
- ② ボランティアセンター日記（ブログ）
- ③ ツイッター（各事業における日々の取組等の発信）
 - ・ 石狩市地域福祉“りんくるちゃん” (@ishi_fukushi)
 - ・ 石狩市ボランティアセンター (@ishikari_vc)

④ フェイスブック

- ・ 石狩市地域福祉 “りんくるちゃん”
- ・ 石狩市ボランティアセンター
- ・ 石狩市社協 東日本大震災募金受付状況

(3) 地域福祉壁新聞の発行

身近な地域福祉事業のタイムリーな話題を紹介する地域福祉新聞を隔月発行し市内店舗、町内会館等、生活に密着している場所 30 カ所以上への掲示を行います。ポスターの掲示依頼は、新たなニーズ発掘や、情報収集等の相乗効果を狙い、直接届けることに努めます。

また、新聞発行にあたっては印刷コストの費用対効果を十分に測定するとともに、担当する職員の紙面づくりに関するスキルアップに努めます。

(4) 新りんくるプランの積極的 PR

平成 27 年度からスタートする新りんくるプランを子どもから高齢者まで多くの市民に親しんでもらい、自分達の計画であることを理解いただくため、様々な機会・手段方法により積極的な PR に努めます。

2. 地域組織化・共助事業の推進

(1) 地域福祉懇談会の開催

社協の顔を見ていただける絶好の機会と捉え、地域福祉関係者との連携をより強めることを目的に、町内会長や地区社協役員、民生委員児童委員、高齢者クラブ役員、地域ボランティア等を対象とした地域福祉懇談会を実施します。

懇談会の実施にあたっては、担当職員が地域へ出向き、社協事業や地域における課題について意見交換をする場とします。

(2) 地区社協活動・地域福祉活動の助成

地区社協活動支援を目的に、各地区社協に対し運営費・事業費の一部を助成します。運営費については、予め定められている要綱に基づき世帯数により助成を行います。

また、未組織化地区単位町内会福祉部等の活動を助成し、組織化への働きかけに努めます。

- | | | |
|-------------------------|----------|-------------|
| ① 地区社協助成（1 地区年額） | 運営助成 | 一世帯あたり 23 円 |
| | 地域福祉活動助成 | 50,000 円 |
| | 安否確認加算 | 5,000 円 |
| ② 単位町内会地域福祉活動助成（1 単町年額） | | 20,000 円 |

(3) 地区社協研修会の実施

各地区社協間の情報共有を目的とした連絡会議及び地域づくりについて、研修会を開催し地域づくりの実践について理解を深め、地区社協活動の活性化を図ります。

(4) ふれあい給食サービス事業の実施

食事の提供を手段とし、地域ボランティアとのふれあいを通じ独居等高齢者の孤立を防ぐ。また、年末は、歳末募金を財源と歳末特別配付品のお届けや必要に応じ試食会を実施し担い手や対象者増を図り、利用者負担金 300 円で食事を提供し、利用者の増進を目指します。

- ① 対象者：70 歳以上の独居もしくは高齢者夫婦世帯
- ② 実施者：地区社協又は町内会(自治会)の役員、ボランティア、民生委員等
- ③ 回数：月 2 回を上限
- ④ 方法：対象者宅へお弁当を配る配食、又は会館等での会食
- ⑤ 負担金：1 回 300 円
- ⑥ 食事：市内業者のお弁当 1 食 600 円

(5) ふれあいサロンの設置促進・運営支援

世代間の交流を目的に、各世代の方々が、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるようふれあいサロンの設置を進めます。

高齢者や地域住民が気軽に集い、交流を深めることにより、高齢者の閉じこもりや寝たきりを予防する等の生活支援を図ります。

3. 地域見守りの仕組みづくりの推進

(1) 石狩市地域見守りネットワークの啓発

見守りネットワーク概念図を例示として活用し、地域に見守りの仕組みを広め、安心・安全・福祉のまちづくりを進めて参ります。また、地域福祉懇談会での意見を反映し、それぞれの地域が地域特性にあった安心の仕組みづくりを地域と共に考えます。

(2) 福祉調整員（地域福祉コーディネーター）養成研修の実施

見守りネットワークの中核であり地域内で調整や連絡役である福祉調整員が、課題整理の仕方や地域組織・社会資源の活用方法など、福祉調整員としてより活動が資する様な実践的な研修会を開催します。

なお、福祉調整員の役割は法で定められた民生委員の活動と一致することから福祉調整員は民生委員に協力をいただき、その役を担っていただいております。

(3) 福祉協力員（地域福祉サポーター）研修並びに登録

実際に地域で見守りや身近な支援者として活躍いただく方がたを福祉協力員とし、実践的な見守り方法が身に付く研修会を実施、地域の求めに応じ本会に登録し登録証を発行します。

(4) ふれあい給食サービス事業の実施（関連・再掲）

4. 市民が集い福祉にふれ福祉を考える場の創設

(1) ふれあい広場いしかりの実施

インクルージョンの定着をめざし、石狩市総合保健福祉センターにおいて、7月にふれあい広場いしかりを開催します。ステージ催し、抽選会、市内福祉団体等による販売コーナーの設置、ふれあいを目的としたビアホールの開催等多くの参加者が集い、ふれあうことができるイベントを目指します。

開催にあたっては、社協役員・評議員、民生委員、地区社協関係者、ボランティア等で組織する実行委員会形式を採用し、各担当小委員会に分かれ、内容を協議し開催に向けて取り組みます。

(2) 石狩市社会福祉大会の開催

石狩市民が地域福祉について考える場として毎年11月に社会福祉大会(福祉講演会)を開催しています。式典においてはこれまで社協活動に貢献された方の表彰及び多額の寄付等に対する感謝状の贈呈式を実施します。

5. 在宅福祉サービス事業の実施

(1) 重度身体障害者訪問入浴サービス（石狩市受託）

家庭での入浴が困難な在宅の重度身体障がい者に対し、入浴サービスの提供により、健康と保健衛生の向上を目的とした「石狩市重度身体障害者訪問入浴サービス」を受託します。

① サービス提供事業者 三井ヘルスサービス(株)

(2) 訪問サービス（石狩市受託）

独居高齢者が安心して日常生活を営めることができるよう、週3回乳酸菌飲料を配布しながら高齢者宅を訪問し、安否確認を実施し、高齢者等の事故防止を目的とした「石狩市訪問サービス」を受託します。

① サービス提供実施者 札幌ヤクルト販売(株)

② サービス提供地域 旧石狩市地区（生振・高岡地区を除く）

(3) 食の自立支援事業（配食サービス）（石狩市受託）

調理、栄養管理が困難な、独居高齢者、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、食事サービスの提供(配食)により、安否の確認や健康な食生活が営めることを目的とした「石狩市配食サービス事業」を受託します。

- ① サービス提供実施者 (株)日総

(4) 寝たきり高齢者等ふとんクリーニングサービス（石狩市受託）

在宅の寝たきり高齢者等の快適な生活環境の提供を目的とした「石狩市寝たきり高齢者等ふとんクリーニングサービス」を受託します。

- ① サービス提供実施者 (有)なぎさりファイナリー

(5) 寝たきり高齢者等理容サービス（石狩市受託）

在宅の寝たきり高齢者等の清潔の保持を目的とした「石狩市寝たきり高齢者等理容サービス事業」を受託します。

- ① サービス提供実施者 市内理容業者・花川美容分会

(6) 福祉機器等の貸与

在宅福祉や地域福祉活動の側面的支援を目的とし、各種福祉用具等の無償貸与を実施します。また、ふれあいサロン事業等地域で利用いただけるレクリエーション等用具の充実を図ります。

- ① 車いす
② 高齢者疑似体験セット
③ 行軍用テント
④ 杵並びに臼
⑤ 各種レクリエーション等用具

(7) 福祉車両の貸与

施設入所者の外泊等による送迎や、在宅高齢者の通院等に一時的に福祉車両(車いす対応)が必要な際に、実費負担(燃料代)による福祉車両の貸与を実施します。

- ① 貸出対象車両 ダイハツムーヴ（福祉車両）
トヨタライトエースノア（福祉車両）
ホンダステップワゴン

(8) 救急医療情報キットの活用支援

体調異変などの緊急時に緊急連絡先・主治医等を救急機関に伝える「救急医療情報キット」は概ね全戸に配布されているところですが、転入者等で支給を受けていない方等に追加配布を行います。

- ① 情報内容 : 主治医(医療機関)・緊急連絡先、生年月日
- ② 保管方法 : 専用容器を冷蔵庫へ保管
- ③ 配布方法 : 市や町内会(自治会)と連携し配布
- ④ 周知等 : 広報等で活用や未配布世帯へ呼びかける。

また活用パンフレットを使用しまとめ周知・理解に役立てる

6. 心配ごと相談事業

(1) 住民よろず相談所の設置

地域の困りごとから、専門相談窓口への架け橋として、民生委員の協力を得て「住民よろず相談所」を設置します。

また、気軽に相談できる体制を目的に、電話相談を実施します。

- ① 相談員 : 民生委員
- ② 開設 : 毎週木曜日 石狩市総合保健福祉センター
第三木曜日 社協厚田支所(厚田保健センター)
〃 社協浜益支所(高齢者生活福祉センター)

(2) よろず相談所相談員研修会の開催

多種多様化する相談ニーズに対応するため、時代背景や地域の課題等に沿った具体的なテーマ(生活困窮者の餓死問題等)を設定し相談員のスキルアップにつながる研修会を実施します。

7. 貸付による世帯支援

(1) 生活福祉資金貸付事業

北海道社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の相談・受付窓口として、相談者のニーズや生活状況を客観的に判断し、関係機関と良好な連携を図り、最良とされる貸付資金の紹介や世帯更生につながる支援を進めます。

- ① 生活福祉資金(総合支援資金等)
- ② 臨時特例つなぎ資金

(2) 福祉金庫貸付事業

石狩市社会福祉協議会の独自事業として、低所得者に対し緊急的に生活資金が必要

となった際、民生委員、石狩市との良好な連携を図り、5万円を上限に資金貸付を行い、生活意欲と福祉の向上に努めます。

- ① 生命に関わる緊急的な資金の貸付
- ② 生命に関わる緊急的な食料の提供
- ③ 生活保護受給までのつなぎ資金の貸付
- ④ 世帯更生につながる償還指導

(3) 貸付調査委員会

生活福祉資金及び福祉金庫の貸付・償還状況についての協議の場として貸付調査委員会を開催します。

- ① 貸付・償還状況の報告
- ② 貸付金償還免除・猶予の協議
- ③ 困難事例の協議
- ④ 道生活福祉資金への意見具申

8. 関係福祉団体のネットワークづくり・事務局運営

(1) 障がい者関係団体連絡会議・障がい者週間記念事業の開催協力

障がいの種別を越えた団体間の情報交換により、認識の共有、連携強化を図ることを目的に「障がい者関係団体連絡会議」を開催します。

また、団体活動のPRを目的に石狩市総合保健福祉センターロビーでの作品展や交流事業を実施します。

- ① 障がい者関係団体連絡会議：市内障がい者関係団体（知的・身体・視覚・聴力等）による情報交換を実施し、記念事業の内容について協議し実施に向けて取り進める
- ② 障がい者週間記念事業：福祉大会での展示(出店)及び12月に作品展と「記念事業」の実施

(2) 福祉団体の協力・支援（事務局運営）

各福祉団体の自立・自主運営に向け協力・支援を行います。また地域福祉の推進に対し各団体と積極的に共働します。

- ① 石狩市民生委員児童委員連合協議会事務局支援・協力
- ② 石狩市高齢者クラブ連合会事務局支援・協力
- ③ 石狩市身体障害者福祉協会事務局支援・協力
- ④ 石狩市連合遺族会並びに石狩市遺族会事務局支援・協力
- ⑤ 石狩市視覚障がい者協会瞳会事務局支援・協力

9. 要介護認定訪問調査の受託

(1) 事業所概要

- ① 所在地 : 石狩市花川北 6 条 1 丁目 41 番地 1
- ② 種 別 : 指定市町村事務受託法人

(2) 事業運営方針

- ① 指定市町村事務受託法人として、公正中立な事業実施に努めます。
- ② 調査対象者の状況を客観的に判断できる調査員のスキル向上をはかり、正確な調査実施に努めます。
- ③ 介護保険制度の改正や基準の変更、介護報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努めます。

10. 権利擁護事業の実施

(1) 日常生活自立支援事業の実施

北海道社会福祉協議会からの受託により、日常生活自立支援事業を実施します。事業の推進にあたっては、関係機関や団体と連携をはかり、利用待機期間の縮小と、困難ケースの適切な対応に努めます。

(2) 生活支援員の育成並びに登録

生活支援員の養成及び充実をはかり、高いスキルを有した生活支援員の確保に努めます。

11. 生活困窮者自立支援事業への協力

平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、石狩市で実施される自立相談支援事業に、社協の持つネットワークを活かし本事業への協力を努めます。

3-3 個別事業計画（ボランティアセンター）

1. ボランティアの相談・登録・マッチング

(1) 石狩市ボランティアセンターの運営

市内の福祉に関わるボランティア活動を総合的に支援する総合窓口として、ボランティア団体、福祉施設（事業所）、企業、教育機関等との繋がりを広げ、ボランティア活動の活性化や人材の育成等に努めます。

- ① ボランティアコーディネーターの設置
- ② ボランティア登録
- ③ ボランティアニーズ受付
- ④ ボランティアマッチング

(2) ボランティア情報誌の発行

ボランティア情報の発信を目的に、ボランティアニーズ等を掲載した『愉快的仲間』を月1回発行し、ボランティア活動参加の働きかけを行います。

また、ボランティア登録者の拡充と合わせ新たなボランティア活動先の掘り起こしに努めます。

2. 若年層など裾野の拡充

(1) 小中学生ボランティアの育成（出前講座）

市内小中学校等との連携のもと、福祉やボランティアをより身近なものとするを目的に、平成24年より定めた児童や生徒を対象とした福祉体験プログラムを用いて、学校に出向いた福祉教室の開催に努めます。

(2) ボランティア活動指定校の助成

石狩市内小中学校及び高校に対し、ボランティア活動指定校助成希望調査を実施し、活動を行う学校に対し、その活動費用の一部を助成します。

- ① 一校あたりの助成金額(年額) 児童生徒数に応じ上限40,000円

(3) スクールボランティアポイントの実施

市内小中学校を対象に実施しているスクールボランティアポイントの推進をはかり、児童・生徒の福祉やボランティアに対する関心を深めるとともに、自らの活動が形となる喜びに繋がるメニュー等の拡充に努めます。

(4) スクールボランティアパスポート実施の検討

学校を対象とした、児童・生徒のボランティア活動の周知から、児童・生徒個人の福祉やボランティア活動に対する興味関心に視点を置いた、スクールボランティアパスポート事業の実施についての検討に着手します。

なお、このスクールボランティア事業を通じて、本会が5回にわたり実施した「災害・復興支援ボランティアバス石狩サーモン号」の活動先である岩手県大槌町との連携・関係を保ちつづけます。

3. ボランティアのやりがいや達成感 励みによる活性化

(1) ボランティアポイントの実施

新たなボランティアの発掘、やりがいや達成感といった活動に対する励みとなるよう、活動に対するポイント付与制度を通じ、ボランティア活動の活性化を図ります。

- ① 対象活動 : ボランティアセンターが調整する事業
- ② 保 険 : ポイント制度登録者用保険（福祉サービス総合補償）
- ③ ポイント付与 : 概ね 30 分の活動で 1 ポイント（上限 1 回 4 ポイント）
- ④ ポイント交換 : 1 ポイントでハイスタンプ 10 枚と交換（未成年者を除く）
- ⑤ 説 明 会 : 地域会館等での説明会の実施

(2) 活動歴の「見える化」の検討

自らのボランティア活動の歴史を記録できる手法の検討を行います。

自己のボランティア活動の歴史を知ること、さらなるボランティア活動への意欲の向上に繋がる効果を期待します。

4. 各種研修の開催

(1) ボランティアスクールの開催

ボランティア活動に係る基本姿勢や基礎知識及びスキル向上を目的に、入門的講習会を実施。受講をきっかけにボランティア登録促進を図ります。

また、ボランティアセンター登録者を対象にした、様々な視点でのボランティア活動等の周知や情報共有を図ることやボランティア登録者相互の交流や情報交換を目的とした事業実施や全道研修会への参加呼びかけを実施します。

(2) 災害ボランティア関係事業の実施

地震等災害発生時、社協内に「災害ボランティアセンター」を設置し、全国から駆けつけた多種多様なボランティアを効果的かつ迅速・円滑に活動できるよう、また、市民が被災地に赴き円滑に活動できるよう講習会等を実施します。

- ① 講習会の開催 : 災害ボランティア研修会
- ② 災害ボランティア展示パネルの活用

5. ボランティアグループの育成

(1) ボランティア連絡協議会助成並びに事務局支援

ボランティアセンターのパートナーである石狩市ボランティア連絡協議会の活動を助成するとともに、市内ボランティア活動の充実に共同で取り組むため、事務局の支援に努めます。

(2) 声のお便り

市内在住の視覚障がい者に対し石狩市広報等を朗読した録音物の無償貸出を実施する。録音は石狩朗読ボランティアの会が行い、社協は送付作業と運営助成を行います。

- ① 石狩朗読ボランティアの会運営助成
- ② 対応メディアの変更の検討

3-4 個別事業計画（ケアプランセンター社協いしかり）

1. 事業所概要

- (1) 所在地：石狩市花川北6条1丁目41番地1
- (2) 種別：指定居宅介護支援事業所

2. 事業運営方針

- (1) 利用者や家族、関係機関との信頼関係の構築に努め、利用者や家族のニーズに沿った支援を実施します。
- (2) 一段階上の居宅介護支援事業所の運営を目指し、主任介護支援専門員を配置し、特定事業所へ向け人員配置等見直しを実施します。
- (3) 介護保険制度の改正や基準の変更、介護報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努めます。

3. サービスの質の向上と安定経営へ向けた取り組み

- (1) サービスの質の向上と、経営の安定化目指し、業務の効率化や加算の取得等積極的な検討に努めます。

3-5 個別事業計画（成年後見センター）

1. 法人後見の受任

日常生活自立支援事業と連動し、判断能力が著しく低下した人については、石狩市関係所管と連携をはかりながら、法人として成年後見人を受任する法人後見の受任に努めます。

2. 後見支援員登録並びに市民後見人フォローアップ事業の実施

市民後見養成講座受講者との関係性を継続し、後見支援員登録の拡充を図るとともに、石狩市関係所管と連携をはかりながら、市民後見人のフォローアップ事業を実施します。

3-6 個別事業計画（厚田支所）

1. 社協支所機能の充実

(1) 社協事業の窓口機能

在宅福祉サービスや資金貸付事業等、地域の相談・実施窓口としての機能充実に努めます。

(2) 地域の実情に即した事業等の検討

地域事情が抱える課題に対し、ニーズ調査や検討等積極的に実施し、厚田区ならではの事業実施の検討に努めます。

2. 関係団体事務局の支援

(1) 厚田区内関係団体事務局支援

厚田区内を拠点とする各福祉団体の自立・自主運営に向け協力・支援を行います。また地域福祉の推進に対し各団体と積極的に共働します。

① 厚田遺族会

② 厚田地区民生委員児童委員協議会

③ 厚田区内単位高齢者クラブ（虹寿会・望来名木会・聚富高齢者クラブ長生会・厚田さざなみ会）

(2) 各連合団体の地区の窓口

地域福祉課が所管する関係福祉団体事務局について、厚田区の関係者等の活動支援に努めます。

3-7 個別事業計画（浜益支所）

1. 社協支所機能の充実

(1) 社協事業の窓口機能

在宅福祉サービスや資金貸付事業等、地域の相談・実施窓口としての機能充実に努めます。

(2) 地域の実情に即した事業等の検討

地域事情が抱える課題に対し、ニーズ調査や検討等積極的に実施し、浜益区ならではの事業実施の検討に努めます。

(3) 浜益区5施設の連絡調整

石狩市より受託する社会福祉施設等の連絡調整機能の充実に努め、事業の効率的な実施を進めます。

- ① 石狩市高齢者生活福祉センター
- ② 石狩市特別養護老人ホームはまますあいどまり
- ③ 石狩市認知症高齢者グループホームはまますなごみ
- ④ 石狩市シルバーホームはまなか荘
- ⑤ 石狩市浜益保養センター

2. 関係団体事務局の支援

(1) 浜益区内関係団体事務局支援

浜益区内を拠点とする各福祉団体の自立・自主運営に向け協力・支援を行います。また地域福祉の推進に対し各団体と積極的に共働します。

- ① 浜益遺族会
- ② 浜益地区民生委員児童委員協議会
- ③ 浜益高齢者連合クラブ

(2) 各連合団体の地区の窓口

地域福祉課が所管する関係福祉団体事務局について、浜益区の関係者等の活動支援に努めます。

3-8 個別事業計画（花川北老人デイサービスセンター）

1. 事業所概要

- (1) 名称：石狩市花川北老人デイサービスセンター
- (2) 所在地：石狩市花川北6条1丁目41番地1
- (3) 種別：指定通所介護事業所・指定介護予防通所介護事業所
- (4) 定員：35名

2. 事業運営方針・サービス内容

(1) 運営方針

利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な指定通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業を実施し、心身機能の維持向上や社会的孤立感の解消ならびに家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、利用者の在宅生活を支援することを目的に次の運営方針により、質の高いサービス提供に努めます。

- ① 利用者は、「お客様であり人生の師である」と考えて来て頂いた感謝の念を表します。
- ② 是非また来たい（会いたい）と感じさせるような対人関係づくりに努めます。
- ③ サービスは、量的より資質向上を優先します。
- ④ 個人に合わせた、必要最小限の支援で自立意欲を重んじます。
- ⑤ 法令や通達等に十分に注意を払い、介護保険制度の改正、運営基準の変更に迅速に対応を、コンプライアンスの確保に努めます。

（２）サービス内容

ケアプランに基づいた適正な通所介護計画を作成し、利用者及び家族の意向と状況把握に努め、全ての利用者がより良い在宅生活を継続できるような計画づくりと支援に努めます。

- ① 送迎サービスの実施（玄関から玄関まで送迎サービスの実施）
- ② 健康チェックの実施（血圧測定等健康チェック・健康相談）
- ③ 入浴サービスの実施（一般浴槽・特殊浴槽）
- ④ 給食サービスの実施（食べやすく暖かみのある食事の提供）
- ⑤ 個別機能訓練の実施（機能訓練指導員による個別メニューによる機能訓練）
- ⑥ アクティビティ・レクリエーションの実施（創作・行事等）
- ⑦ 生活相談（利用者、家族の悩み事や福祉サービスの相談）
- ⑧ 個別介護計画作成の実施（計画に沿ったサービス提供）
- ⑨ サービス評価の仕組みの構築
- ⑩ 苦情処理の仕組みの構築

3. サービスの質の向上と安定経営へ向けた取り組み

（１）プログラムと行事の充実

全員参加型の体操、館内散歩等、利用者選択式の運動やレクリエーション、手工芸を取り入れ利用者が楽しいと感じながら、身体機能低下の予防に繋がるプログラムの提供に努めます。

また、季節感のある外出行事等、デイサービスの利用を楽しいと感じていただける行事の企画と実施に努めるとともにボランティアセンターと連携し、積極的なボランティアの受入により、デイサービス以外の対人関係づくりの場の充実をはかります。

（２）計画的な職員研修

職員研修計画を策定し、職員一人一研修への参加を目標に、専門的な外部研修への参加に努めます。また、内部研修を定期的実施し、職員の資質向上をはかります。

(3) 安定経営へ向けての積極的な取り組み

平成 27 年度介護保険制度改正による影響を捉え、業務の効率化を図るとともに、サービス内容の変更等検討、実施します。

- ① サービス提供時間の延長の検討
- ② 営業日の拡大の検討
- ③ 各加算の積極的な取得
- ④ 介護職員処遇改善への取り組み

3-9 個別事業計画（花川南老人デイサービスセンター）

1. 事業所概要

(1) 名称：石狩市花川南老人デイサービスセンター

(2) 所在地：石狩市花川南 5 条 3 丁目 109 番地

(3) 種別：指定通所介護事業所・指定介護予防通所介護事業所

認知症対応型指定通所介護事業所・認知症対応型指定介護予防通所介護事業所・基準該当生活介護（身体障害者デイサービス）

(4) 定員：通所介護 30 名・認知症対応型通所介護 12 名・基準該当生活介護 5 名

2. 事業運営方針・サービス内容

(1) 運営方針

利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な指定通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業を実施し、心身機能の維持向上や社会的孤立感の解消ならびに家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、利用者の在宅生活を支援することを目的に次の運営方針により、質の高いサービス提供に努めます。

- ① 利用者は、「お客様であり人生の師である」と考えて来て頂いた感謝の念を表します。
- ② 是非また来たい（会いたい）と感じさせるような対人関係づくりに努めます。
- ③ サービスは、量的より資質向上を優先します。
- ④ 個人に合わせた、必要最小限の支援で自立意欲を重んじます。
- ⑤ 法令や通達等に十分に注意を払い、介護保険制度の改正、運営基準の変更に迅速に対応し、コンプライアンスの確保に努めます。

(2) サービス内容

ケアプランに基づいた適正な通所介護計画を作成し、利用者及び家族の意向と状況把握に努め、全ての利用者がより良い在宅生活を継続できるような計画づくりと支援

に努めます。

- ① 送迎サービスの実施（玄関から玄関まで送迎サービスの実施）
- ② 健康チェックの実施（血圧測定等健康チェック・健康相談）
- ③ 入浴サービスの実施（一般浴槽・特殊浴槽）
- ④ 給食サービスの実施（食べやすく暖かみのある食事の提供）
- ⑤ 個別機能訓練の実施（機能訓練指導員による個別メニューによる機能訓練）
- ⑥ アクティビティ・レクリエーションの実施（創作・行事等）
- ⑦ 生活相談（利用者、家族の悩み事や福祉サービスの相談）
- ⑧ 個別介護計画作成の実施（計画に沿ったサービス提供）
- ⑨ サービス評価の仕組みの構築
- ⑩ 苦情処理の仕組みの構築

3. サービスの質の向上と安定経営へ向けた取り組み

（1）プログラムと行事の充実

全員参加型の体操、個別館内歩行等利用者選択式の運動やレクリエーション、手工芸を取り入れ利用者が楽しいと感じながら、身体機能低下の予防に繋がるプログラムの提供に努めます。

また、季節感のある外出行事等、デイサービスの利用を楽しいと感じていただける行事の企画と実施に努めるとともにボランティアセンターと連携し、積極的なボランティアの受入により、デイサービス以外の対人関係づくりの場の充実をはかります。

（2）計画的な職員研修

職員研修計画を策定し、職員一人一研修への参加を目標に、専門的な外部研修への参加に努めます。また、内部研修を定期的実施し、職員の資質向上をはかります。

（3）安定経営へ向けての積極的な取り組み

平成 27 年度介護保険制度改正による影響を捉え、業務の効率化をはかるとともに、サービス内容の変更等検討、実施します。

- ① サービス提供時間の延長の検討
- ② 営業日の拡大の検討
- ③ 各加算の積極的な取得
- ④ 介護職員処遇改善への取り組み
- ⑤ 通所介護と認知症対応型通所介護の統合の検討

1. 事業所概要

(1) 名称：石狩市高齢者生活福祉センター

(2) 所在地：石狩市浜益区浜益2番地4

(3) 種別：居住サービス

はまますデイサービスセンター（指定通所介護事業所・指定介護予防通所介護事業所）

訪問介護事業所はまます（指定訪問介護事業所・指定介護予防訪問介護事業所）

(4) 定員：居住サービス 8名

通所介護サービス 15名

2. 事業運営方針・サービス内容

(1) 運営方針

高齢者生活福祉センターは、居住サービス、通所介護サービス、訪問介護サービスの3つのサービスを石狩市の受託により実施しており、地域（浜益区）唯一の居宅介護サービスを実施しています。

要介護等の心身の特性を踏まえ、身体機能の維持向上につながる支援の実施はもちろん、小さな地域ならではの、利用者と家族、職員が家族的な関わりを心がけ、明るく、元気に、楽しくふれあい、生き生きとした毎日を地域で過ごすことができる支援に努めます。

- ① 利用者は、「お客様であり、人生の師である」と考えて、利用いただいた感謝の念を表します。
- ② サービスは、量的より資質向上を優先します。
- ③ 個人に合わせた、必要最小限の支援で自立意欲を重んじます。
- ④ 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った居宅サービスの提供に努めます。
- ⑤ 家族や地域との結びつきを重視して明るい雰囲気醸成し、石狩市や関係機関との密接な連携に努めます。
- ⑥ 法令や通達等に十分に注意を払い、介護保険制度の改正、運営基準の変更に迅速に対応し、コンプライアンスの確保に努めます。

(2) 居住サービスの内容

石狩市関係条例に基づき、安心して生活できる住環境の提供に努めます。

- ① 共同生活によるコミュニティ形成の支援
- ② 生活相談、介護サービスの紹介等
- ③ 外出支援（買物等）
- ④ DV等緊急的避難措置が必要な市民の受入

（3）通所介護サービス内容

ケアプランに基づいた適正な通所介護計画を作成し、利用者及び家族の意向と状況把握に努め、全ての利用者がより良い地域生活を継続できるような計画づくりと支援に努めます。

- ① 送迎サービスの実施（玄関から玄関まで送迎サービスの実施）
- ② 健康チェックの実施（血圧測定等健康チェック・健康相談）
- ③ 入浴サービスの実施（一般浴槽）
- ④ 給食サービスの実施（食べやすく暖かみのある食事の提供）
- ⑤ 機能訓練の実施（歩行練習等身体機能の維持向上）
- ⑥ アクティビティ・レクリエーションの実施（創作・行事等）
- ⑦ 生活相談（利用者、家族の悩み事や福祉サービスの相談）
- ⑧ 個別介護計画作成の実施（計画に沿ったサービス提供）
- ⑨ サービス評価の仕組みの構築
- ⑩ 苦情処理の仕組みの構築

（4）訪問介護サービス内容

ケアプランに基づいた適正な訪問介護計画を作成し、利用者及び家族の意向と状況把握に努め、全ての利用者がより良い地域生活を継続できるような計画づくりと支援に努めます。

- ① 身体介護：食事介護・入浴介助・排泄介助・清拭・部分浴
- ② 生活援助：買物・調理・掃除・洗濯
- ③ サービス評価、継続的なサービスの管理

3. サービスの質の向上と安定経営へ向けた取り組み

（1）プログラムと行事の充実

全員参加型の体操、館内散歩等利用者選択式の運動レクリエーションや手工芸を取り入れ利用者が楽しいと感じながら、身体機能低下の予防に繋がるプログラムの提供に努めます。

また季節感のある外出行事等、デイサービスの利用を楽しいと感じていただける行事の企画と実施に努めます。

(2) 計画的な職員研修

職員研修計画を策定し、職員一人一研修への参加を目標に、専門的な外部研修への参加に努めます。また、内部研修を定期的実施し、職員の資質向上をはかります。

(3) 安定経営へ向けての積極的な取り組み

平成 27 年度介護保険制度改正による影響を捉え、石狩市担当所管と連携し、業務の効率化をはかるとともに、適正な施設の維持管理並びにサービス提供に努めます。

- ① 各加算の積極的な取得
- ② 介護職員処遇改善への取り組み
- ③ 石狩市の施設修繕計画への提言

3-11 個別事業計画（特別養護老人ホームはまますあいどまり）

1. 事業所概要

- (1) 名称：石狩市特別養護老人ホームはまますあいどまり
- (2) 所在地：石狩市浜益区実田 93 番地 17
- (3) 種別：地域密着型老人福祉施設
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- (4) 定員：地域密着型老人福祉施設 20 名・短期入所生活介護 3 名

2. 事業運営方針・サービス内容

(1) 運営方針

施設サービス計画に基づき、健康で安心して生活できるサービスの提供を念頭において、入浴・排泄・食事の介助・相談及び援助社会生活上の便宜供与、その他の生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、入所者各自が有する能力に応じ自立した日常生活が営めることを目的に支援を実施します。

- ① 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った施設サービスの提供を実施します。
- ② 家庭や地域との結びつきを重視して明るい雰囲気醸成し、他の事業者、施設、サービス提供者と密接な連携に努めます。
- ③ 家族や地域との結びつきを重視して明るい雰囲気醸成し、石狩市や関係機関との密接な連携に努めます。
- ④ 法令や通達等に十分に注意を払い、介護保険制度の改正、運営基準の変更に迅速に対応し、コンプライアンスの確保に努めます。

(2) サービスの内容

日常生活に支援においては、利用者の自立を促す支援を行います。また、季節に応じた行事を取り入れた年間行事計画を作成し、入所者の生活にメリハリのある施設行事の実施に努めます。

- ① 入浴（週 2 回以上・特殊浴槽対応可・シャワー浴可）
- ② 食事（朝食：8 時～ 昼食：12 時～ 夕食：18 時）
- ③ 排泄（トイレ誘導・ポータブルトイレの介助等）
- ④ 金銭管理（希望により実施）管理料 1 日当たり 50 円
- ⑤ 機能訓練（個別及び集団訓練の実施）
- ⑥ 余暇活動（映画鑑賞、お茶会等定期的な実施）
- ⑦ 嘱託医師（浜益国保診療所）
- ⑧ 歯科医院（東彩会浜益歯科診療所）
- ⑨ 協力医院（浜益国保診療所）
- ⑩ 理美容（月 1 回実施）自己負担額 1,000 円

3. サービスの質の向上と安定経営へ向けた取り組み

(1) 施設情報の発信と地域連携の強化

地域との積極的な貢献・情報の発信や意見交換に努め、施設運営に地域からの協力理解に努めるとともに、地域が抱える福祉ニーズを捉え「地域で求められる施設像」に応えることができる施設づくりを進めます。

- ① 災害時等の相互協力について、石狩市浜益支所や近隣住民とともに体制づくりへの取り組み。
- ② 施設広報誌やホームページにより、施設の状況を積極的な発信。
- ③ 地域交流事業（夏祭り等）の実施。

(2) 計画的な職員研修

職員研修計画を策定し、職員一人一研修への参加を目標に、専門的な外部研修への参加に努めます。また、内部研修を定期的実施し、職員の資質向上をはかります。

(3) 安定経営へ向けての積極的な取り組み

平成 27 年度介護保険制度改正による影響を捉え、石狩市担当所管と連携し、業務の効率化をはかるとともに、適正な施設の維持管理並びにサービス提供に努めます。

- ① 経営状況（月次収支分析）の実施（P D A C サイクルの構築）
- ② 短期入所の稼働率向上（空床利用の積極的な活用）
- ③ 加算の積極的な取得

- ④ 介護職員処遇改善への取り組み
- ⑤ 石狩市の施設修繕計画への提言

3-12 個別事業計画（認知症高齢者グループホームはまますなごみ）

1. 事業所概要

- (1) 名称：石狩市認知症高齢者グループホームはまますなごみ
- (2) 所在地：石狩市浜益区実田 93 番地 17
- (3) 種別：認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
- (4) 定員：7名

2. 事業運営方針・サービス内容

(1) 運営方針

認知症に伴う症状を職員が理解し、その方らしく、自由にゆったりと過ごしていただけるよう、また、入所者がお互いに助け合い、可能な限り自立生活に向けた支援を実践します。

- ① 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った施設サービスの提供を実施します。
- ② 社会資源を活用し、入所者のニーズに合わせ地域の方々にもふれあう機会を増やし、入所者にとって“楽しい”と思えるような行事作りに務めます。
- ③ 地域住民に施設をもっと理解していただく、広報誌発行、夏祭りの宣伝や気軽に施設に来所出来る環境の整備を考え地域住民にとって“遠い所”のイメージから“近い所”であるよう様な開かれた介護を目指します。
- ④ 入居者家族・支所・他職種との密な連携をとり信頼関係を築くよう務めます。
- ⑤ 法令や通達等に十分に注意を払い、介護保険制度の改正、運営基準の変更に迅速に対応し、コンプライアンスの確保に努めます。

(2) サービスの内容

認知症高齢者に提供するサービスの内容について、サービスの向上と生活の質の向上という2つの視点から整理し、良質なサービスを提供できるよう専門スタッフとしての自覚を持ってサービスの提供に努めます。

- ① 入浴（週3回以上・特殊浴槽対応可・シャワー浴可）
- ② 食事（入居者個々の状況に対応）
- ③ 排泄（トイレ誘導・ポータブルトイレの介助等）
- ④ 金銭管理（希望により実施）管理料1日当たり50円

- ⑤ 機能訓練（個別及び集団訓練の実施）
- ⑥ 余暇活動（映画鑑賞、お茶会等定期的な実施）
- ⑦ 嘱託医師（浜益国保診療所）
- ⑧ 歯科医院（東彩会浜益歯科診療所）
- ⑨ 協力医院（浜益国保診療所）
- ⑩ 理美容（月1回実施）自己負担額1,000円

3. サービスの質の向上と安定経営へ向けた取り組み

（1）施設情報の発信と地域連携の強化

併設する施設「石狩市特別養護老人ホームはまますあいどまり」と連携し、地域との積極的な貢献・情報の発信や意見交換に努め、事業所運営に地域からの協力理解に努めるとともに、地域が抱える福祉ニーズを捉え「地域で求められる施設像」に応えることができる施設づくりを進めます。

- ① 災害時等の相互協力について、石狩市浜益支所や近隣住民とともに体制づくりへの取り組み。
- ② 施設広報誌やホームページにより、施設の状況を積極的な発信。
- ③ 地域交流事業（夏祭り等）の実施。

（2）計画的な職員研修

職員研修計画を策定し、職員一人一研修への参加を目標に、専門的な外部研修への参加に努めます。また、内部研修を定期的実施し、職員の資質向上をはかります。

（3）安定経営へ向けての積極的な取り組み

平成27年度介護保険制度改正による影響を捉え、石狩市担当所管と連携し、業務の効率化をはかるとともに、適正な施設の維持管理並びにサービス提供に努めます。

- ① 経営状況（月次収支分析）の実施（PDACサイクルの構築）
- ② 加算の積極的な取得
- ③ 介護職員処遇改善への取り組み
- ④ 石狩市の施設修繕計画への提言

3-13 個別事業計画（シルバーホームはまなか荘）

1. 事業所概要

- (1) 名称：石狩市シルバーホームはまなか荘
- (2) 所在地：石狩市浜益区浜益 93 番地 17
- (3) 種別：居住サービス
- (4) 定員：8名

2. 事業運営方針・サービス内容

(1) 運営方針

共同生活によるコミュニティの形成を図り、居宅環境において生活することの生きがいを求める施設づくりに努めます。

また、在宅生活において、緊急に保護が必要な方等の受入態勢を確保し地域包括支援センター等と密な情報交換のもと速やかな対応を実施します。

(2) サービス内容

石狩市関係条例に基づき、安心してせいかつできる住環境の提供に努めます。

- ① 共同生活によるコミュニティ形成の支援
- ② 生活相談、介護サービスの相談・紹介等
- ③ DV等緊急的避難措置が必要な市民の受入

3-14 個別事業計画（浜益保養センター）

1. 収支改善に向けた取り組み

これまでの築いてきた「浜益温泉ブランド」の魅力発信を入浴施設としての泉質保持、清潔、安全安心の原点に立ち返り施設運営に努めます。

加えて従来 of 飲食事業、物販事業に総点検を施し、今後の収支の安定、改善をはかります。

- (1) 売店コーナーは石狩、浜益の特産品を中心としたより魅力的な商品構成、新アイテムの導入を目指します。地元生産者のPRコーナーの役割をより高めていきます。
- (2) 軽食コーナーは季節や客層に合わせたメニュー、浜益の郷土色を訴求できる特色のあるメニューの開発。温泉リピーター客獲得の重点事業としての位置づけ。
- (3) 重点営業日、繁忙時間帯の再配分に応じた適切で効果的な人員配置。

(4) 事業経費、費用の再点検をはかります。日常業務の中で大半を占める光熱費、水道代の省力を職員全員の共用課題として取り組んでまいります。

2. サービス面の強化に向けた取り組み

お客様にまた行ってみたいと思っただけの好感度、満足度の向上を目標にホスピタリティの充実を継続していきます。

- (1) 来館客への「おもてなし」意識の向上（従業員の資質洗練・危機意識）
- (2) 軽食コーナーは利用客のニーズに応じたメニューの統廃合、開発（季節感・地域特性・団体客の特性を考慮した）

3. 効果的な営業・企画・広報活動

地域資源、立地状況を捉え効率的、かつ効果が期待できる営業・企画・広報活動を展開します。優待料金に頼らない新しい魅力の創出活動、発信の工夫。

- (1) 地域特性の利用拡大（海水浴、キャンプ場。鮭釣り。黄金山などのアウトドア活動との連携強化）
- (2) 地場製品の販売（果樹組合・特産銘菓・民芸品）
- (3) 周辺施設と連携した新たな利用価値の創出（道民の森・増毛岩尾温泉）
- (4) 地域文化の紹介（浜益人形展・陶芸展・工芸展・文化講演会・自然教育レクチャールーム）
- (5) 団体客獲得に向けた営業活動の推進（既存の人脈資源。ロコミ）
- (6) ブランド力の向上を目指す積極的な広報活動（新聞、TVなどのパブリシティ主体）
- (7) ネット環境の有効活用（市、社協、観光協会ホームページなど）